

令和5年度  
南地区自治振興会総会資料



と き 令和5年4月22日(土)

午後7時から

ところ 武生南小学校 体育館

## 総 会 次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 来賓挨拶・来賓紹介

4 議長選出

5 議事録署名人選任

6 議事

第1号議案 令和4年度南地区自治振興会事業報告、決算報告、  
財産目録および監査報告について

第2号議案 令和5年度南地区自治振興会事業計画および予算  
案について

その他

7 議長解任

8 閉会

第1号議案 令和4年度南地区自治振興会事業報告、決算報告、財産目録  
および監査報告について

## 令和4年度南地区自治振興会事業報告

令和2年1月、新型コロナウイルスの感染が国内で発生して以来、感染の拡大傾向は依然として終息がみられないものの、徐々に対応策も見えてきた状況の下、本会においても過去2箇年度とは多少異なる事業運営を行いました。

先ず、年度当初の総会は2年連続で集会を避け、書面による決議により実施しましたが、密を避けるため会場を通常年の公民館講堂から武生南小学校体育館に移して3年ぶりに一堂に会して開催いたしました。また2年間中止してきた「ニコ・サンまつり」は、好天にも恵まれ、芸能発表・作品展示・ゲームコーナー開設・ミニ電車の運行等が好評のうちに実施され、南地区の活力と団結を示す一大イベントであるとの認識を新たにすることができました。

9月の防災避難訓練は、南地区が令和4年度の「越前市防火・防災モデル地区」に指定されたこともあり、市や消防組合の協力もあって、通常年より多彩な訓練を実施することができましたが、第2次避難場所を武生第二中学校体育館の1箇所に絞り、参加者も各町内10人程度とし、コロナの感染防止に配慮しながらの実施となりました。また、軽スポーツを通して健康づくりを目指す、みなリンピックも3年ぶりに開催することができました。

ふるさと踊りへの参加は、過去2年度に続き実施することができませんでしたが、二十歳のつどいは、市主催の「二十歳の式典」終了後、小学6年生の時に二十歳の自分に宛て書いた手紙とお祝い品を公民館で手渡しすることとし、集会の形を避けて開催しました。

紫蘭街道整備、河川一斉清掃、高齢者への食事サービス、雪どけクリーン作戦等実施が可能な事業はコロナ対策に充分留意しながら積極的に取り組みました。

年10回発行し地区内の全戸及び他地区の公民館等に配付される「南の風ニコ・サン」は、自治振興会と公民館からの情報発信と地区住民からの意思表示の場としての役割を担ってきましたが、広報誌委員、公民館主事等による検討を重ね、カラー印刷を増やすなど内容の充実に努めて参りました。また、SNSを利用した事業・行事や各部会会議の内容の発信を行い、デジタル化時代に適応した情報発信力の強化も引き続き目指しています。

区長や学校等の要望を基に設置した防犯カメラも既に設置を終えた20基に今年度さらに1基を加えました。防犯灯、ゴミステーションについても整備に努め、より安全で快適な住みよい地区づくりに努めました。

また、市の補助金150万円を得て除雪機2台と格納倉庫を162万円で整

備し、公民館駐車場や公民館周辺の通学道路の除雪に活用しました。

なお、高齢化の進展や外国籍住民の増加に対応する取り組み等、時代と地域が求める課題に対し、今後さらに力を注ぐべきであるとともに、未だコロナ禍の終わりが必ずしもはっきりとは見通せない中で、感染状況や社会の変化を注視しながら事業の実施の可否や内容・方法等について、機敏で的確な判断と対応が必要であると考えます。

今後とも、会の運営、事業の実施等について、市や他地区の自治振興会と連携しながら、また、地区住民皆様のご意見をいただきながら改善に努めて参りますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

## 〈生活環境部会〉

### 1. ゴミステーション整備事業

- ・ゴミステーション設置・整備（収集ボックス購入）に対する助成（購入及び修理費の半額）  
   購入：3町内 18基（武生柳町・神明町・豊町）  
   修理：1町内（常久町）
- ・ゴミ缶メートの支給（町内は1基あたり1,000円の負担）  
   3町内 10基（南1丁目・南2、3丁目・御幸町）

### 2. 清掃大作戦事業

- ・河川等一斉清掃（7月）
- ・市民雪解けクリーン作戦（3月）  
   町内ごとに清掃を実施し、必要な用具（軍手や土のう袋など）を支給するほか、草刈機・軽トラック等の使用に対し補助金を支給した。

### 3. 環境美化事業

- ・南公民館とのタイアップ事業として、フラワーアレンジメントの「フルーレT」を講師に迎え、小学生を対象とした鉢植え学習会を開催した。保護者や部員も多数参加した。（12月）

### 4. 紫蘭街道事業

- ・今年度も、関係町内やボランティアグループの皆さんと共同で紫蘭街道の草刈り等の整備を行い、環境の美化と南地区のイメージアップ向上を図った。（7月と10月の2回）
- ・「紫蘭のあゆみ展」が、5月13日から15日の3日間にわたり、ふるさとギャラリー叔羅で開催され、多くの来場者が訪れた。

### 【年間活動報告】

月 日	事業内容	備 考
4月～2月	部会の開催	7回開催
5月13日～15日	「紫蘭のあゆみ展」の開催 (ふるさとギャラリー叔羅)	主催:紫蘭あゆみ展実行委員会 共催:南地区自治振興会
7月17日・24日	河川等一斉清掃	全町内
7月31日	紫蘭街道整備(草刈り)	参加者 部員(23名) 関係町内・ボランティアグループ
10月2日	紫蘭街道整備 (紫蘭刈取り・看板撤収)	参加者 部員(22名) 関係町内・ボランティアグループ
12月12日	鉢植え学習会	参加者 23名 子供・保護者・部員・スタッフほか
3月19日	市民雪解けクリーン作戦	全町内

## 〈安全防災部会〉

「安全と安心」で住みやすい地区づくりを目指して以下の事業を実施しました。

### 安心・安全の街事業

- ・安全パトロールの実施 南地区を6ブロックに分けて夜間パトロールを実施  
5月～11月第3水曜日部会終了後(午後8時過ぎ～9時頃まで)実施
- ・南地区防災避難訓練の実施 一次訓練は各町内で定められた場所で、二次訓練は南地区が「令和4年度越前市防火防災モデル地区」に指定され、市や消防組合と合同開催となったことから武生第二中学校のみで行い、新型コロナウイルス感染防止対策のため、各町内10名程度に参加者を絞っての実施となった。  
当日の駐車場管理を行った。
- ・ニコ・サンまつりへの参加
- ・防犯カメラの設置 新たに1基設置。令和2年度の8基、令和3年度の12基と併せて設置数は21基となった。

### 防犯灯設置管理事業

- ・防犯灯の整備 町内の希望により13基のLED防犯灯を設置
- ・防犯灯電気料金の補助 「一般防犯灯電気料金補助事業補助金交付要綱」に基づき、各町内の防犯灯の電気料金の1/3または半額を補助 全町内合計 781千円交付

### 雪対策事業

- ・狭隘道路除排雪費用の補助 地区内にある幅員4.5m以下の市道(7,355m)の除排雪に要する費用の補助として1,546千円を対象路線の延長に応じて各町内に交付
- ・除雪機及び格納倉庫の整備 市補助1,500千円を得て除雪機2台と格納倉庫を1623千円で整備した。

### 防災対策事業

- ・消防機械器具整備補助 各町内自警消防隊の消防機械器具購入・修理に要する費用を補助。1町内50千円交付。[町内負担額の1/2(50,000円を上限とする。)]

### 【年間活動経過】

月日	事業内容	参加人数等
5月～11月	安全パトロール(毎月第3水曜日に実施)	
5月～3月	防犯灯電気料金の補助・防犯灯整備	全町内
6月	消防器具等整備費補助	1町内
9月25日	南地区防災避難訓練 武生第二中学校体育館	訓練参加住民 一次:610人 二次:145人
10月15・16日	ニコ・サンまつりへの参加	駐車場管理
11月・12月	除雪機及び格納倉庫整備	除雪機2台 格納倉庫1棟
3月	防犯カメラ設置	1基新たに設置 全21基設置
3月	狭隘道路除排雪費補助	7回除排雪分補助

## 〈社会福祉部会〉

### ネットワーク研修事業

ネットワーク会議 コロナ感染拡大のため中止

### 交流と訪問事業

園児と高齢者交流会…コロナ感染拡大のため中止

高齢者暑中見舞いハガキ…80歳以上の方へ南小学校の児童にハガキ本文を書いてもらい、部員が宛名を書き投函した。

高齢者訪問事業…………… 80歳以上の方に長寿祝いの記念品を持参し訪問する事業  
敬老の日に向けて実施。960名分用意

在宅介護者交流事業…………… 公民館で偶数月に在宅介護者の交流サロンを開催  
(4月23日、6月25日、8月27日、10月22日、令和4年2月25日)  
市の長寿福祉課の職員と地域包括支援センター職員も在席し個別相談も実施

### 高齢者食事サービス

80歳以上の一人暮らしの方、二人暮らしのご夫婦に部員の手作り弁当を昼食用に用意  
実施するにあたり、部員その他、公民館関係、自治振興会関係職員の協力をいただいた。  
各区长・民生委員・福祉推進員・部員の協力を得て皆様に届けた。  
12月9日、10日の二日間かけて370食用意する。

### いきいきサロン支援事業

各町内のいきいきサロン事業に助成金を支払う。1回実施毎に1000円(上限12,000円)  
(コロナウイルスの影響で全く実施できない町内や回数を制限した町内があった)

### 研修事業

ふるさとミーティング

山田市長を迎えて部員との語る会を実施

### ○ 年間活動経過 ○

月日	事業活動	人数等	月日	事業活動	人数等
4月～3月	部会 11回	300名	12月10日	食事サービス	370食
4月～2月	在宅介護者交流サロン5回	70名	3月14日	ふるさとミーティング	28名
9月13日	80歳以上高齢者訪問	960名			

## 〈健康推進部会〉

地区住民の健康をアピールする部会として、「歯」・「食」・「運動」・「たばこ」を重点として活動を実施する予定でしたが、令和4年度もコロナウイルス感染が拡大しているため、健康推進部の最も大きな行事である健康まつりを中止しました。

11月に実施をしました、みなリンピックを3年ぶりに開催をした結果、100名を超える方が参加をし、いろいろな種目に参加者が楽しく、遊んでいただきました、新しい種目には、南地区スポーツ協会の参加者にルールとか、試合の進め方を教えていただきました。

ニコサンまつりにも、ミニ電車で参加し、大勢の子どもたちと楽しむことができました。

### 《活動経過》

月日	事業内容	備考
令和4年 9月18日	健康まつり	中止
10月16日	ニコサンまつり	ミニ電車の安全運行 366名の乗車
11月6日	みなリンピック	100名参加（7種目で楽しむ）
12月24日	健康まつり(表彰)	3歳児虫歯のない子の表彰式 37名の子どもを表彰しました。
令和5年 2月18日	高齢者体力測定 講習会	健康推進部と南地区シニアクラブ連合会とコラボ 健康推進部と南地区シニアクラブ連合会が講習を受講しました。
2月24日	高齢者体力測定	5種目を行いました。 26名の参加

### 《部会》

月日	事業内容	備考
4月28日	第1回部会	初顔合わせ・自己紹介・部会の三役選出・年間行事
5月26日	第2回部会	健康まつり・みなリンピック、健康づくり推進員について
6月22日	第3回部会	健康まつり 9月18日(日)・みなリンピック 11月6日(日)に決定
7月21日	第4回部会	健康まつりの実行委員会の説明とメンバー紹介
8月17日	第5回部会	健康まつり・みなリンピックについて
9月2日	第6回部会	健康まつりを中止、ニコサンまつりについて
9月28日	第7回部会	体力測定を南シニアクラブ連合会と合同開催、日程不明
10月18日	第8回部会	ミニ電車366名乗車、事故なし、みなリンピック種目の説明
11月30日	第9回部会	みなリンピック100名参加
2月9日	第10回部会	体力測定講習会2月18日(土) 体力測定2月24日(金)決定
3月8日	第11回部会	最後の部会 反省会

### 《実行委員会》

	健康まつり 実行委員会	第1回 7月14日 ・ 第2回 8月24日
	みなリンピック 実行委員会	第1回 8月25日 ・ 第2回 9月22日 ・ 第3回 10月20日

### 《1町内1事業》

通年	1町内1事業	5町内が実施しました。
----	--------	-------------



## 〈地域魅力部会〉

「歴史の継承と地場産業の啓発」を目指し、自らが地域の魅力を再発見していくとともに、地域に対する愛情を育む活動を実施した。

### 歴史散策会事業

妙法寺山散策 ※雨天のため、中止となりました。

### 地域伝統研究事業

旧北陸鉄道めぐりとそば打ち体験

### 式部公園華の会事業

紫式部公園公園周辺の清掃活動(年1回)

### 南地区祭事業

ニコサンまつりでのゲームコーナー企画・運営

### 年間活動経過

月日	事業の内容	参加人数
4月27日	第1回部会 ～H31年3月まで、必要に応じて役員会。	20人
6月8日	第2回部会	14人
7月20日	第3回部会	12人
9月7日	第4回部会	16人
9月23日	歴史散策会 妙法寺山散策 ※雨天中止	
10月2日	華の会事業 紫式部公園周辺清掃	17人
10月16日	ニコ・サンまつり 南児童センター前でゲームコーナー運営	17人
10月23日	地域伝統研究事業 旧北陸鉄道めぐりとそば打ち体験	16人
12月4日	第5回部会	19人
2月9日	第6回部会	13人

## 〈青少年部会〉

### 青少年健全育成事業

子ども見守り活動支援を通して地域の子ども達を地域で育てる環境づくりを推進

登校時の見守り活動の助成を行った。夏休み中は各町内のパトロールを実施

また、9月には著名な講師を招き、子育て講演会を開催。今回初めて会場とYouTubeで期間限定配信の実施。保護者や育児支援者が自宅で講演会を視聴できた。

「二十歳のつどい」は4年ぶりに規模を縮小して開催。自治振興会よりお祝い品を進呈した。

### 青年活動支援事業

自衛隊隊員による「親子防災学習」を実施。日頃から親子とも地域の繋がりを意識することが防災に役立つことを学んだ。

### 地域子ども支援事業

南チャレンジ教室やかるた教室を定期開催し、子どもたちが地域の歴史や伝統文化に親しみ、郷土愛を深める活動を推進した。

また、畑作りを通じて食農や環境問題の大切さを学ぶ活動を推進した。

### 子育て支援事業

コロナ禍前に実施されていた「赤ちゃん抱っこ体験学習」は実施できなかったが、オレンジサポーターズが主体となって定期的に開催するオレンジサロンで、育児相談や読み聞かせの支援活動を推進し、子育てしやすい環境づくりを助成した。

### 二三世代間交流事業

世代間相互の理解を深め親睦を図る目的で、町内会毎の世代間ふれあい交流事業を支援

#### 【年間活動経過】

月 日	事業内容	参加人数等
7月2日	自衛隊員による親子防災学習	24名
7月24日	青少年健全育成越前市民のつどい	2名
夏休み中	夏休み町内パトロール	7町内
9月9日	ニコサン子育て講演会 講師:糸井優子	30名
12月20日	「二十歳の式典」お祝いパネル作成	11名
1月8日	「二十歳のつどい」開催	67名
通年	登下校時の子ども見守り活動支援	7町内
通年	放課後子ども教室(チャレンジ教室 隔週土曜、かるた教室 隔週木曜) ジャム作り・プログラミング教室・畑作り・写真 de ハロウィン等)	422名
通年	オレンジサロン(第4木曜)	23組
通年	町内毎の世代間ふれあい交流事業支援	1町内

## 〈総務広報部〉

### 広報誌発行事業

南地区広報誌「南の風 ニコ・サン」を、年間 10 回発行しました。(カラー刷り年間5回)  
振興会・公民館・学校等の行事や地域紹介など取り上げました。

### 夏祭りアピール事業

越前市サマーフェスティバル ふるさと踊り不参加

### 情報発信・収集事業

・みなみ de カフェ(公民館共催):年 4 回開催

他の地区との交流もできました

・まちづくり学習 (公民館共催):年 4 回開催

今後の南地区内の交流の持ち方、話し合いの仕方について意見交換を行いました。

#### 【年間活動経過】

年 月 日	事業内容	参加人数
R4年 4 月 26 日	第 1 回部会 (年間4回部会 4/26 5/20 7/27 12/6 3/1)	30 人
R4.5 月～R5.1 月	まちづくり学習 (公民館共催) 年間 4 回 南地区のこれからのための話し合い	40 人
R4.4月～R5..2 月	みなみ de カフェ開催 (公民館共催) 4/3 「小さなお花見会」ミニコンサート&お茶会 6/7 「私にもできる SDGs」フードドライブ 11/5 「出張コーヒー&プチ収穫祭」 R5.1/28 「ぜんざい会」& まちづくり学習	53 人 26 人 64 人 32 人
10 月 15・16 日	南地区文化祭ニコ・サンまつり:会場装飾・片付け	11 人
12 月 26 日	イルミネーション準備・公民館玄関迎春飾り準備	8 人
R4.4 月～R5.3 月	広報誌委員会(年間 10 回編集会議)	62 人

## 令和4年 南地区男女共同参画推進員会 『いっしょの会』 事業報告書

## 総会関係

年月日	曜日	内 容	場 所	備 考
令和4年度 4月15日	金	会計監査	武生南公民館	5名
4月22日	金	資料づくり	武生南公民館	5名
4月26日	火	第17回総会	武生南公民館	21名

## 例会関係

5月24日	火	第 1回例会	武生南公民館	13名
6月28日	火	第 2回例会	武生南公民館	12名
7月26日	火	第 3回例会	武生南公民館	12名
8月23日	火	第 4回例会	武生南公民館	12名
9月27日	火	第 5回例会	武生南公民館	13名
10月25日	火	第 6回例会	武生南公民館	15名
11月24日	火	第 7回例会	滋賀県にて	県外研修会にて 18名
12月20日	木	第 8回例会	武生南公民館	12名
令和5年 1月24日	火	第 9回例会	武生南公民館	11名
2月21日	火	第10回例会	武生南公民館	11名
3月28日	火	第11回例会	武生南公民館	

## みなみdeカフェ関係

4月2日	土	みなみdeカフェ	武生南公民館	お花見会・民謡・ライブ
6月4日	土	みなみdeカフェ	武生南公民館	フードライブ
11月5日	土	みなみdeカフェ	武生南公民館	服間コーヒー
令和5年 1月28日	土	みなみdeカフェ	武生南公民館	ぜんざい会

## 研修旅行関係

11月24日	木	湖東三山 国立印刷局見学	滋賀県方面	造幣局 18名参加 西明寺・金剛輪寺
--------	---	-----------------	-------	-----------------------

## ニコサンまつり関係

10月16日	日	ニコサンまつり	武生南公民館	デジタルアート手伝い 4名
--------	---	---------	--------	---------------

## 方言カルタ作成

令和5年1月14日(火)より方言カルタの作成を始める。 2月14日(火)に完成する。				
--	--	--	--	--

## 不死鳥関係

令和3年11月16日(火)より、不死鳥作りを開始しました。令和4年度に入り、不死鳥づくりを続けて、令和4年8月10日(水)に完成致しました。ニコサンまつりにお披露目しました。

## 不死鳥制作日

令和4年4月	4月5日・12日・19日	いずれも火曜日
令和4年6月	6月14日(火)	
令和4年7月	7月5日・12日・19日	いずれも火曜日
令和4年8月	8月2日・9日(火) 8月10日(水)	完成する

## みなみにつたえたい方言関係 (『南の風ニコ・サン』掲載)

西 暦	号 ・NO	お題
2022	4 月号・NO171	おとなりさんとの会話
2022	5 月号・NO172	みいちゃん家の朝の会話
2022	6 月号・NO173	みいちゃんどちよい悪るじーの梅雨時の会話
2022	7 月号・NO174	掲載なし
2022	9 月号・NO175	ドロ遊びの会話
2022	10月号・NO176	おばあちゃんと孫の会話
2022	11月号・NO177	掲載なし
2022	12月号・NO178	舞台発表の翌日の仲間とおしゃべり
2023	2 月号・NO179	ばあちゃんのひとりごと
2023	3 月号・NO180	みいちゃんどばあちゃんとの会話

## 令和4年度 南地区自治振興会収支決算書

自 令和 4年4月 1日  
至 令和 5年3月31日

収入金額 17,462,599 円  
支出金額 14,917,793 円  
残 額 2,544,806 円

## 【収入の部】

[単位：円]

項 目	当初予算金額	補正予算金額	決算金額	補正額	備 考
越 前 市 交 付 金	7,254,000	8,579,000	8,579,000	1,325,000	
助成金・補助金	1,653,000	1,820,500	1,820,500	167,500	除雪機補助金等
自治振興会会費	1,721,500	1,721,500	1,721,500	0	@ 500×3,443世帯
南地区地域福祉協力金	1,256,695	1,256,695	1,256,695	0	@ 365×3,443世帯
南地区スポーツ協会協力金	516,450	516,450	516,450	0	@ 150×3,443世帯
地域生活支援推進費	720,000	586,238	586,238	△ 133,762	越前市内示
福祉推進員活動費	462,000	462,000	462,000	0	"
ふるさと夏祭り参加費	188,000	0	0	△ 188,000	
事業収入	35,000	129,800	129,800	94,800	カンメート手数料等
雑収入	155,000	195,969	195,969	40,969	コピー使用料等
繰越金	2,194,447	2,194,447	2,194,447	0	
合 計	16,156,092	17,462,599	17,462,599	1,306,507	

## 【支出の部】

[単位：円]

項 目	当初予算金額	補正予算金額	決算金額	補正額	備 考
事業費					
生活環境改善	1,220,000	1,108,308	1,108,308	△ 111,692	
安全防災対策	4,133,000	5,003,470	5,003,470	870,470	
社会福祉対策	1,290,000	1,214,845	1,214,845	△ 75,155	
健康推進対策	450,000	242,268	242,268	△ 207,732	
地域魅力継承	200,000	172,573	172,573	△ 27,427	
青少年対策	550,000	406,637	406,637	△ 143,363	
総務広報対策	1,150,000	923,368	923,368	△ 226,632	
二コ・サンまつり	1,620,000	986,399	986,399	△ 633,601	
事務局費	3,202,000	3,248,941	3,248,941	46,941	
地域生活支援推進費	720,000	586,238	586,238	△ 133,762	
社会教育講座	210,000	86,296	86,296	△ 123,704	
小 計	14,745,000	13,979,343	13,979,343	△ 765,657	
諸支出金					
南地区スポーツ協会協力金	516,450	516,450	516,450	0	
福祉推進員活動費	422,000	422,000	422,000	0	
小 計	938,450	938,450	938,450	0	
予備費	472,642	0	0	△ 472,642	
合 計	16,156,092	14,917,793	14,917,793	△ 1,238,299	

収入と支出の差額分

¥2,544,806

は次期へ繰り越し

項目	当初予算金額	補正予算金額	決算金額	補正額	備考
生活環境改善					
ゴミステーション整備事業	600,000	308,640	308,640	△ 291,360	整備補助金
清掃大作戦事業	420,000	532,899	532,899	112,899	河川清掃・雪どけクリーン作戦
環境美化事業	100,000	119,884	119,884	19,884	草刈清掃等
紫蘭街道事業	100,000	146,885	146,885	46,885	紫蘭街道管理
小計	1,220,000	1,108,308	1,108,308	△ 111,692	
安全防災対策					
安全・安心の街事業	1,020,000	477,212	477,212	△ 542,788	防犯カメラ整備等
防犯灯設置管理事業	1,190,000	1,287,300	1,287,300	97,300	防犯灯電気料補助
雪対策事業	1,773,000	3,188,958	3,188,958	1,415,958	除雪機・格納庫整備
防災対策事業	150,000	50,000	50,000	△ 100,000	消防設備補助
小計	4,133,000	5,003,470	5,003,470	870,470	
社会福祉対策					
ネットワーク研修事業	20,000	0	0	△ 20,000	
交流と訪問事業	750,000	671,710	671,710	△ 78,290	高齢者訪問・在宅介護者支援
高齢者食事サービス	220,000	241,589	241,589	21,589	食材
いきいきサロン支援と助成	220,000	235,000	235,000	15,000	いきいきサロン助成金
住民福祉講座	80,000	66,546	66,546	△ 13,454	研修会費
小計	1,290,000	1,214,845	1,214,845	△ 75,155	
健康推進対策					
健康まつり	270,000	127,736	127,736	△ 142,264	3歳児虫歯のない子表彰
みなりんピック	70,000	84,314	84,314	14,314	お茶・菓子等
健康講座	50,000	15,218	15,218	△ 34,782	高齢者体力測定
健康推進1町内1事業	60,000	15,000	15,000	△ 45,000	各町内への助成
小計	450,000	242,268	242,268	△ 207,732	
地域魅力継承					
歴史散策事業	80,000	76,417	76,417	△ 3,583	歴史散策募集チラシ等
地域伝統研究事業	100,000	89,076	89,076	△ 10,924	伝統産業研修
華の会事業	20,000	7,080	7,080	△ 12,920	式部公園清掃
小計	200,000	172,573	172,573	△ 27,427	
青少年対策					
青少年健全育成事業	230,000	276,614	276,614	46,614	二十歳のつどい記念品・講演会等
青年活動支援事業	60,000	0	0	△ 60,000	
地域子ども支援事業	50,000	15,564	15,564	△ 34,436	みなみチャレンジ教室等
子育て支援事業	110,000	109,459	109,459	△ 541	講演会・研修会
二・三代間交流事業	100,000	5,000	5,000	△ 95,000	各町内への助成
小計	550,000	406,637	406,637	△ 143,363	
総務広報対策					
広報誌発行事業	680,000	674,750	674,750	△ 5,250	南の風ニコ・サン
情報発信・収集事業	40,000	73,849	73,849	33,849	みなみdeカフェ
夏祭りアピール事業	350,000	30,819	30,819	△ 319,181	会議費等
男女共同参画推進事業	80,000	143,950	143,950	63,950	研修会
小計	1,150,000	923,368	923,368	△ 226,632	
ニコ・サンまつり					
模擬店・ゲーム・文化祭	740,000	357,445	357,445	△ 382,555	音響・設備費等
喫茶コーナー・ミニ電車	150,000	25,000	25,000	△ 125,000	ミニ電車
広報・諸経費	730,000	603,954	603,954	△ 126,046	プログラム・弁当等
小計	1,620,000	986,399	986,399	△ 633,601	
事務局対策					
複写機リース	402,000	478,311	478,311	76,311	リース・カウント代
諸支出金	870,000	866,240	866,240	△ 3,760	自治活動保険他
事務用品・通信費	1,250,000	1,266,542	1,266,542	16,542	事務費・報酬等
その他支出	680,000	637,848	637,848	△ 42,152	会議費等
小計	3,202,000	3,248,941	3,248,941	46,941	
地域生活支援推進費	720,000	586,238	586,238	△ 133,762	高齢者等の生活支援推進
社会教育講座	210,000	86,296	86,296	△ 123,704	講座・講演会等
合計	14,745,000	13,979,343	13,979,343	△ 765,657	

## 財 産 目 録

&lt;備品&gt;

(令和5. 3. 31)

品 目	価 格	購入年月日	備 考
ワイヤレスマイクセット	190, 000 円	H18. 03. 22	アンプ・マイク1本 .ワイヤレスマイク2本
災害用特大鍋	190, 000 円	H19. 03. 22	バーナー・ゴトク付
災害用大鍋	180, 000 円	H19. 03. 22	バーナー・ゴトク付
物 置	410, 000 円	H19. 03. 22	幅 442cm 奥行 305cm 高さ 238cm
野外ステージ幕用鉄製骨組	280, 000 円	H20. 10. 14	支柱 角パイプ7本 横材 角パイプ30本
野外ステージ床一式	110, 000 円	H21. 10. 24	木製組立式
物 置	409, 000 円	H22. 03. 11	幅 442cm 奥行 305cm 高さ 237.5cm
ノーパンク折りたたみリヤカー	118, 000 円	H24. 02. 10	型式 NS8-A4
折りたたみスチールパイプ椅子	321, 360 円	H26. 08. 06	型式 IB-09N-BR 茶 塗装仕上げウレタン張 120脚
折りたたみ椅子 専用台車	164, 160 円	H26. 08. 06	型式 CW-31T 2台
サイドスタッキングテーブル	583, 200 円	H26. 08. 06	型式 KS-1845NN サイズ W1800Dx450 xH700 30台
サイドスタッキングテーブル 幕板共	675, 540 円	H26. 08. 06	型式 KS-1845NN サイズ W1800Dx450 xH700 30台 幕板 KSM-1 8NW 30枚

TOA製 野外用移動式 PAアンプ	294,840円	H26.08.06	形式 KZ-65A 1対2台 出力容量 65Wx2
TOA製 移動式 スピーカーシステム	204,120円	H26.08.06	形式 KZ-65 1対2
災害時の表示用スタンド (交通標識として使用可)	119,685円	H27.05.14	A型スタンド 黒板 キューブウエイト
ノートパソコン	156,600円	H30.03.02	FMV A577RX 15ｲﾝﾁ
プロジェクター (日立 CPBW302)	165,000円	H30.03.07	日立 CP-BW302WNU
ポータブルワイアレス (WA2700)	226,800円	H31.01.08	アンプ マイク チューナーユニット (音響一式)
卓球台 (日本卓球協会検定品)	160,000円	R2.03.18	ユニバー VL-25DXⅡ 内折り一体式 ｽﾗｯﾄﾞ 25mm 50mm枠付き
顔認証非接触式検知器 (アルコール消毒液自動噴霧器付)	333,000円	R3.02.17	XTHERMO 商品番号 xthermo-tk18-plus ¥111,000x3台
卓球台 (日本卓球協会検定品)	160,000円	R3.02.26	ユニバー VL-25DXⅡ 内折り一体式 ｽﾗｯﾄﾞ 25mm 50mm枠付き
防犯カメラ一式 (8基設置)	1,267,200円	R3.03.12	防犯カメラ一式 (工事含) マスプロ ASM03FHD他 ¥158,400x8基
ノートパソコン	166,800円	R3.03.22	ノートパソコン LIFEBOOK A5510/EX メモリ MV-D4N2666-S8GB
紫蘭街道整備用備品管理倉庫	187,000円	R3.03.17	ヨド物置 エルモ (LMDS-2218DW) 組立設置(10cmブロック並)12ヶ
防犯カメラ一式 (11基設置)	1,617,000円	R3.10.20	防犯カメラ一式 (工事含) マスプロ ASM03FHD他 ¥147,000x11基



防犯カメラ一式（1基設置）	139,000円	R3.10.20	防犯カメラ一式（工事含） マスプロ ASM04FHD他 ¥147,000×12基
エクササイズマット	276,000円	R3.10.26	トーエイ H-7442B フル 幅90cm×長さ180cm×厚さ2cm ¥13,800×20枚
小型冷蔵庫	103,000円	R4.3.22	シャープ SJ-PD28H 内容積 280ℓ 幅 56cm
除雪機格納倉庫	473,440円	R4.11.21	イナバ物置ドマル床付タイプ 本体（多雪地型）FF-2626HY 段差スロープ込み
除雪機	1,150,000円	R4.11.30	ホンダ除雪機 ハイブリッド HSS1170i 除雪幅71cm ¥575,000×2台
展示用有孔ボードパネル	133,800円	R5.3.16	金具・スライド脚付 幅90mm×高さ1800mm×厚さ35mm ¥22,300×6枚
防犯カメラ一式（1基設置）	189,200円	R5.3.16	防犯カメラ一式（工事含） マスプロ ASM04FHD他 ¥189,200×1基

(令和5年、3.31現在)

名 称	金 額	備 考
財政調整積立金	1,506,204円	自主財源積立金

⇒ 網掛けしてある部分は、令和4年度購入分

## 第2号議案 令和5年度南地区自治振興会事業計画および事業予算案について

## 令和5年度南地区自治振興会事業計画

新型コロナウイルスの感染状況もようやく沈静化に向かいつつあることから、本会の令和5年度の事業計画をたてるにあたっては、感染対策に留意しながらコロナ禍前の通常年の事業規模を前提としました。ただ、状況によっては、過去3箇年度同様、事業の縮小・中止をせざるをえなくなることも考えられます。

なお、令和5年6月頃～令和6年2月頃にかけて武生南小学校体育館の耐震化工事が計画されていることから、ニコサンまつり、防災避難訓練等については会場を変更しての開催を考えております。

さらに令和6年度には武生南公民館の耐震化工事が行われ、本会の会議・事業に使用できなくなることから、今年度中に代替施設等の確保が必要となります。

紫蘭街道整備、河川一斉清掃、高齢者への食事サービス、雪解けクリーン作戦、「南の風ニコ・サン」発行等の諸事業は、令和4年度同様それぞれの質の向上を図りながら実施して参ります。

令和5年度にはニコサンまつり、ふるさと踊りへの参加、みなリンピック、二十歳のつどいなど楽しい行事が展開され、活気ある南地区に戻ることを期待しております。

また、令和7年春、啜町に新設される在来線の駅の命名案を南地区に委ねられていることから、今年度の本会の事業として広く住民から魅力ある名前を募ることを計画しております。

加えて、令和6年のNHK大河ドラマで紫式部が取り上げられること、令和7年春には武生商工高校のキャンパスが統一されることなど南地区にとって大きな転機が控えていることから、これを踏まえて時宜に叶う事業展開を目指していきます。

## 令和5年度 南地区自治振興会 年間予定表 (案)

役員会			理事会	
回数	月日	時間	月日	時間
第1回	5月6日(土)	午後5時～ (終了後研修会)	5月13日(土)	午後6時～
第2回	7月1日(土)	午後7時～	7月8日(土)	午後7時～
第3回	9月2日(土)	〃	9月9日(土)	〃
第4回	11月4日(土)	〃	11月11日(土)	〃
第5回	令和6年 2月3日(土)	午後5時～ (終了後研修会)	令和6年 2月10日(土)	〃
第6回	3月2日(土)	午後7時～	3月9日(土)	〃
第7回	4月4日(木)	〃	4月6日(土)	〃
監査	4月3日(水)	午後3時～	主要行事	
総会	4月20日(土)	午後7時～	地域ミーティング	
区長会議			自治連合会総会	5月20日(土)
第1回	5月13日(土)	(理事会終了後)	南地区体育祭	6月4日(日)
第2回	8月19日(土)	午後7時～	河川一斉清掃	7月16日(日)
第3回	令和6年 1月13日(土)	午後5時～ (終了後研修会)	ふるさと踊り	8月14日(月)
総合委員会			南地区防災避難訓練	10月1日(日)
	6月17日(土)	午後7時～	歴史散策会	9月上旬
			ニコ・サンまつり	10月14日(土)
				15日(日)
第一回 専門部会	4月25日(火)	青少年部	みなりんピック	11月上旬
		社会福祉部	健康まつり	11月上旬
	4月26日(水)	総務広報部	食事サービス	12月上旬
		健康推進部	二十歳のつどい	令和6年 1月7日(日)
	4月27日(木)	安全防災部	ふるさとの日	2月4日(日)
	4月28日(金)	生活環境部	雪どけクリーン作戦	3月17日(日)
地域魅力部				

## 令和5年度 南地区自治振興会事業予算（案）

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

## 【収入の部】

[単位：円]

項 目	R5予算金額	R4予算金額	増 減	備 考
越前市交付金	7,295,000	7,254,000	41,000	
助成金・補助金	150,500	1,653,000	△ 1,502,500	
南地区自治振興会会費	1,728,500	1,721,500	7,000	@ 500×3,457世帯
南地区地域福祉協力金	1,261,805	1,256,695	5,110	@ 365×3,457世帯
南地区スポーツ協会協力金	518,550	516,450	2,100	@ 150×3,457世帯
地域生活支援推進費	620,000	720,000	△ 100,000	越前市内示
福祉推進員活動費	171,000	462,000	△ 291,000	"
ふるさと夏祭り参加費	60,000	188,000	△ 128,000	"
事業収入	35,000	35,000	0	カンメート手数料等
雑収入	155,000	155,000	0	コピー使用料等
繰越金	2,544,806	2,194,447	350,359	
合 計	14,540,161	16,156,092	△ 1,615,931	

## 【支出の部】

[単位：円]

項 目	R5予算金額	R4予算金額	増 減	備 考
事業費				
生活環境改善	1,220,000	1,220,000	0	
安全防災対策	2,494,000	4,133,000	△ 1,639,000	
社会福祉対策	1,340,000	1,290,000	50,000	
健康推進対策	500,000	450,000	50,000	
地域魅力継承	390,000	200,000	190,000	
青少年対策	525,000	550,000	△ 25,000	
総務広報対策	1,400,000	1,150,000	250,000	
ニコ・サンまつり	1,188,000	1,620,000	△ 432,000	
事務局費	3,723,000	3,202,000	521,000	
地域生活支援推進費	620,000	720,000	△ 100,000	
社会教育講座	210,000	210,000	0	
小 計	13,610,000	14,745,000	△ 1,135,000	
諸支出金				
南地区スポーツ協会協力金	518,550	516,450	2,100	
福祉推進員活動費	342,000	422,000	△ 80,000	
小 計	860,550	938,450	△ 77,900	
予備費	69,611	472,642	△ 403,031	
合 計	14,540,161	16,156,092	△ 1,615,931	

## 【支出の部・事業費内訳】

[単位：円]

項目	R5予算金額	R4予算金額	増減	備考
生活環境改善				
ゴミステーション整備事業	410,000	600,000	△ 190,000	整備補助金
清掃大作戦事業	520,000	420,000	100,000	河川清掃・雪どけクリーン
環境美化事業	140,000	100,000	40,000	草刈清掃等
紫蘭街道事業	150,000	100,000	50,000	紫蘭街道管理
小計	1,220,000	1,220,000	0	
安全防災対策				
安全・安心の街事業	875,000	1,020,000	△ 145,000	防犯カメラ整備
防犯灯設置管理事業	1,279,000	1,190,000	89,000	防犯灯電気料補助
雪対策事業	240,000	1,773,000	△ 1,533,000	狭隘道路除雪補助
防災対策事業	100,000	150,000	△ 50,000	消防設備補助
小計	2,494,000	4,133,000	△ 1,639,000	
社会福祉対策				
ネットワーク研修事業	20,000	20,000	0	会議費等
交流と訪問事業	750,000	750,000	0	高齢者訪問・在宅介護者支援
高齢者食事サービス	250,000	220,000	30,000	食材費
いきいきサロン支援と助成	220,000	220,000	0	いきいきサロン助成金
住民福祉講座	100,000	80,000	20,000	研修会費
小計	1,340,000	1,290,000	50,000	
健康推進対策				
健康まつり	290,000	270,000	20,000	講演会・健康食試食等
みなりんピック	85,000	70,000	15,000	用具購入等
健康講座	50,000	50,000	0	講座参加賞等
健康推進1町内1事業	75,000	60,000	15,000	各町内への助成
小計	500,000	450,000	50,000	
地域魅力継承				
歴史散策事業	270,000	80,000	190,000	歴史案内看板補修等
地域伝統研究事業	100,000	100,000	0	伝統産業研修
華の会事業	20,000	20,000	0	式部公園清掃
小計	390,000	200,000	190,000	
青少年対策				
青少年健全育成事業	255,000	230,000	25,000	二十歳のつどい等
青年活動支援事業	0	60,000	△ 60,000	野外活動等
子ども見守り活動事業	110,000	0	110,000	登校時見守り活動支援等
地域子ども支援事業	50,000	50,000	0	みなみチャレンジ教室等
子育て支援事業	110,000	110,000	0	講演会・研修会
二・三代間交流事業	0	100,000	△ 100,000	各町内への助成
小計	525,000	550,000	△ 25,000	
総務広報対策				
広報誌発行事業	840,000	680,000	160,000	南の風ニコ・サン
情報発信・収集事業	160,000	40,000	120,000	みなみdeカフェ
夏祭りアピール事業	250,000	350,000	△ 100,000	ふるさと踊り参加
男女共同参画推進事業	150,000	80,000	70,000	研修会等
小計	1,400,000	1,150,000	250,000	
ニコ・サンまつり				
文化祭(ステージ・展示)	338,000	740,000	△ 402,000	音響・設備費等
喫茶コーナー・ミニ電車	150,000	150,000	0	飲料・テーブル等
広報・諸経費	700,000	730,000	△ 30,000	プログラム・弁当等
小計	1,188,000	1,620,000	△ 432,000	
事務局費				
複写機リース	452,000	402,000	50,000	リース・カウント代
諸支出金	865,000	870,000	△ 5,000	自治活動保険他
事務用品・通信費	1,726,000	1,250,000	476,000	事務費・報酬等
その他支出	680,000	680,000	0	会議費等
小計	3,723,000	3,202,000	521,000	
地域生活支援推進費	620,000	720,000	△ 100,000	高齢者等の生活支援推進
社会教育講座	210,000	210,000	0	講座・講演会等
合計	13,610,000	14,745,000	-1,135,000	

《参考》

役員報酬の改定について承認を求める件について

役員報酬の年額を令和5年度から次のように改める。

会長	80,000円
副会長	30,000円
事務局長	200,000円
財政局長	150,000円
部長	30,000円

南地区自治振興会規約

第14条 役員のうち、会長・副会長・事務局長・財政局長及び  
専門部会部長に対し、報酬を支払うものとする。

2 報酬の額は、理事会の承認を経て定める。

# 南地区自治振興会規約

令和5年度

## 南地区自治振興会規約

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この会は、南地区住民が行政と協働し、自主的に行動することにより健康で文化的な地域環境の向上を図り、住みよいまちづくりの推進と住民自治の振興に寄与することを目的とする。

#### (名称)

第2条 この会は、南地区自治振興会(以下「自治振興会」という。)と称する。

#### (区域)

第3条 自治振興会の区域は、越前市立武生南小学校区内とする。

#### (事務所の所在地)

第4条 自治振興会の事務所は、越前市武生南公民館内に置く。

#### (会員)

第5条 自治振興会の会員は、第3条に規定する区域に住所を有する全ての個人とする。

2 第3条に規定する区域に住所を有し、自治振興会の活動に賛同する法人及び団体は、「特別会員」となることができる。

#### (会費)

第6条 自治振興会の会費は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費は、毎年度5月31日までに町内ごとに納入するものとする。

3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず、払い戻さない。

4 前条第2項に規定する特別会員は、必要に応じ負担金を納入するものとする。

### 第2章 事業

#### (事業)

第7条 自治振興会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域振興計画の策定及び改定に関する事業

(2) 地区内生活環境の維持向上に関する事業

(3) 地区内の防災・防犯・交通事故防止対策に関する事業

(4) 地区内住民福祉の向上に関する事業

(5) 地区内住民の体力の向上及び健康増進に関する事業

(6) 地区内の伝統・歴史の顕彰、史跡の保存及び文化の伝承に関する事業

(7) 伝統を継承した地域おこし的手段としての特産品の開発に関する事業

(8) 地区内外の各種団体との交流、連携に関する事業

(9) 地区内の青少年活動の支援・育成・子育て支援等に関する事業

(10) 地区内の広報活動に関する事業

(11) 行政に対する要望政策提言に関する事業

(12) 地区の将来計画策定に関する事業

(13) 社会教育講座に関する事業

(14) その他自治振興会の目的達成に必要な事業



### 第3章 町内会及び区長

#### (町内会)

第8条 町内会は、町内住民による相互扶助の町内自治を推進しなければならない。

2 町内会は、本会と連携して住みよい町づくりを推進しなければならない。

#### (区長)

第9条 町内を代表する者（以下「区長」という。）は、本会の運営に意見を述べるとともに、本会の決定事項等を町内住民に対し周知徹底しなければならない。

2 区長は、本会会長が越前市長と協定する行政協力事務を誠実に遂行しなければならない。

3 区長は、越前市長との行政協力事務に関する協定の締結を本会会長に委任するものとする。

### 第4章 役員

#### (役員)

第10条 自治振興会に次の役員を置く。

- |         |       |
|---------|-------|
| (1)会長   | 1名    |
| (2)副会長  | 5名以内  |
| (3)監事   | 3名    |
| (4)事務局長 | 1名    |
| (5)財政局長 | 1名    |
| (6)理事   | 35名以内 |

2 会長が必要であると認めたとき、理事会に諮り顧問を置くことができる。

#### (役員を選任)

第11条 前条第1項第1号から第5号までの役員は、地区内の各分野から選考して理事会が推薦し、総会で選出する。

2 理事は、区長（監事に就任するものを除く。）及び専門部会の部長とする。

3 武生南公民館館長を、理事に委嘱する。

#### (役員職務)

第12条 役員職務は、次の通りとする。

- (1)会長は自治振興会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは予め会長が指定する順序に従って、その職務を代行する。
- (3)監事は、自治振興会の会計、資産の状況及び役員業務執行の状況を監査し、総会に報告する。  
会計、資産の状況及び役員業務執行の状況を報告するため必要があると認めたときは、総会の招集を請求することができる。
- (4)事務局長は、自治振興会の事務局事務を掌理し、第16条に定める会議の会務を運営する。
- (5)財政局長は、自治振興会の会計・資産の管理・出納にかかる一切の事務を掌理する。
- (6)理事は、自治振興会事業の企画・運営と各町内及び各種団体との連絡調整等を行う。

#### (役員任期)

第13条 役員任期は、選任された年度の定時総会から翌々年度の定時総会までの2年とする。  
ただし再任を妨げない。

2 補任された場合は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第14条 役員のうち、会長・副会長・事務局長・財政局長及び専門部会部長に対し、報酬を支払うものとする。

2 報酬の額は、理事会の承認を経て定める。

(推進委員)

第15条 自治振興会の事業を円滑に推進するため、推進委員を置く。推進委員は、理事会が各町内及び一般公募等により選出し、第27条第4項に定めるいずれかの専門部会に属し、部会の運営に携わる。

2 推進委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補任の場合は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第16条 本会の会議は、総会、理事会、役員会、四役会議、専門部会、区長会議、企画会議及び総合委員会とする。

(総会)

第17条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 総会は、代議員及び役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告に関する事
- (2) 会計報告に関する事
- (3) 資産管理に関する事
- (4) 事業計画に関する事
- (5) 予算に関する事
- (6) 会費、負担金、資産の取得・処分に関する事
- (7) 役員選出に関する事
- (8) その他自治振興会の重要事項に関する事

3 定時総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

4 臨時総会は、次の各号に該当する場合開催する。

- (1) 会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (2) 理事会において総会開催の議決があったとき
- (3) 監事から第12条第3号の規定により開催の請求があったとき

5 前項による請求又は議決があったときは、その請求又は議決があったときから30日以内に、臨時総会を開催しなければならない。

6 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書により通知しなければならない。

7 会長は、事件・事故の発生等やむを得ない事由により定時総会又は、臨時総会を開催することができないと認めるときは書面による議決を行うことができる。

8 会長は、前項の規定による書面議決を行うときは、あらかじめ書面議決の方法等について、第22条に規定する理事会において審議し、承認を得なければならない。

(総会の代議員及び定足数)

第18条 総会は、代議員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない

2 代議員は各町内から選出する。代議員の総数は100名とし、町内別の定数は別表のとおりとする。

(総会の議長及び議決)

第19条 総会の議長は、その総会において出席した代議員の中から選出する。

2 総会の議案は、この規約に定めるもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会での会員の表決権)

第20条 会員は、代議員を通し総会において表決権を行使する。

(総会の議事録)

第21条 総会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人が署名押印しなければならない。

(理事会の招集)

第22条 理事会は、会長、副会長、事務局長、財政局長及び理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。

2 監事は、理事会に出席するものとする。

3 会長は、事件・事故の発生等やむを得ない事由により理事会を開催することができないと認めるときは、書面による議決を行うことができる。

(理事会の権限)

第23条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を協議決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会において議決した事項の執行に関する事項
- (3) 軽微な予算の補正及び予算の流用
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 自治振興会の重要事項に関するもので迅速に処理しなければならないものは、理事会で議決して執行することができる。この場合、次の総会において承認を受けなければならない。

(役員会の招集及び権限)

第24条 役員会は、会長、副会長、事務局長、財政局長及び第27条に定める専門部会部長をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を協議決定する。

- (1) 理事会に付議する事項
- (2) 総会及び理事会において議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会等の定足数、議決)

第25条 第18条及び第19条第2項の規定は、理事会及び役員会にもこれを準用する。この場合において、これらの規程中「総会」とあるのは、「理事会」及び「役員会」に読み替えるものとする。

(四役会議の招集、権限)

第26条 四役会議は、会長、副会長、事務局長、財政局長をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 四役会議は、次の事項を協議決定する。

- (1) 理事会、役員会、区長会議、企画会議及び総合委員会に付議する事項
- (2) 迅速に処理を要する事項
- (3) その他理事会及び役員会の議決を要しない軽微な会務の執行に関する事項

3 前項第2号については、事後理事会及び役員会の承認を得るものとする。

(専門部会)

第27条 専門部会は、推進委員で構成し、それぞれの部長が招集する。

2 専門部会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事業を行う。

- (1) 所掌する事業の企画立案及び実施に関すること
- (2) 所掌する事業の企画立案及び実施について関係各種団体との調整に関すること
- (3) 役員会に、所掌する事業の企画立案及び実施を報告すること

3 専門部会の部長及び副部長は、当該部会の推進委員の互選により選出する。副部長の配置数は、当該部会で決定する。

4 専門部会は、次のとおりとする。

- (1) 生活環境部会
- (2) 安全防災部会
- (3) 社会福祉部会
- (4) 健康推進部会
- (5) 地域魅力部会
- (6) 青少年部会
- (7) 総務広報部会

(専門部会の担当業務)

第28条 専門部会の担当業務は、次のとおりとする。

(1) 生活環境部会

環境美化、ゴミ対策、資源のリサイクル対策、緑化推進等、生活環境に関する事業

(2) 安全防災部会

防災・防火対策、防犯対策、交通事故防止対策等、生活安全に関する事業

(3) 社会福祉部会

高齢者福祉対策、障害者対策等、福祉活動に関する事業

(4) 健康推進部会

住民の体力の向上、健康増進に関する事業

(5) 地域魅力部会

地域の歴史・文化遺産、伝統産業等、様々な魅力を地区民の財産として発掘・継承・共有・

活用するための事業

(6) 青少年部会

子育て支援、児童の健全育成、青年活動の支援、世代間交流など、青少年及び年少者の育成指導に関する事業

(7) 総務広報部会

事業の啓発、広報に関する事業及び情報収集・発信に関する事業並びに他の部会に属さない事業

(区長会議)

第29条 本会事業及び行政協力事務を円滑に推進するため、本会に区長会議を設置する。

2 区長会議は、地区内全区長及び四役で構成し、必要に応じ会長が招集する

(企画会議)

第30条 第1条の目的を達成するため、自治振興会の事業を検証し、会員の意向や地域に根差した事業・方法・内容を企画するため、企画会議を設置する。

2 企画会議は、本会役員会構成者及び会長が指名するもので構成し、必要に応じて会長が招集する

(総合委員会)

第31条 本会の事業を円滑に推進するため、総合委員会を設置する。

2 総合委員会は、本会役員会構成者、各種団体の代表者及び会長が指名するもので構成し、必要に応じ会長が招集する

(理事会等の議長)

第32条 理事会、役員会、四役会議、区長会議、企画会議及び総合委員会の議長は会長とする。

専門部会の議長は部長とする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 自治振興会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)別に定める財産目録の資産
- (2)会費、負担金、交付金、寄付金等
- (3)事業収入
- (4)資産から生ずる法定果実
- (5)その他の収入

(資産の管理)

第34条 自治振興会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第35条 自治振興会の資産のうち、第33条第1号に定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計)

第36条 自治振興会の経費は、会費、交付金、負担金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第37条 自治振興会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第38条 自治振興会の事業計画及び予算は会長が作成し、総会の承認を経なければならない。  
これを変更するときも同様とする。

2 新しい会計年度が始まって新年度事業計画及び予算が成立していないとき、必要な場合は前年度の執行予算の範囲内を限度に、事業及び予算を執行することができるものとする。

(事業報告書及び決算書)

第39条 自治振興会の財産目録、事業報告書及び決算書は、会長が作成し、監事の監査を受け、会計年度終了後3か月以内に総会の承認を経なければならない。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第40条 この規約の変更は、総会において総代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(解散)

第41条 自治振興会の解散は、総会において総代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

## 第8章 雑則

(備付帳簿及び公開)

第42条 自治振興会に、次の書類を整備保管しなければならない。

- (1) 沿革簿
- (2) 規約
- (3) 役員名簿
- (4) 総会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録及び資産状況を示す書類
- (7) その他必要な書類

2 会員から前項の帳簿類の閲覧請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

3 自治振興会は、前項の規定による閲覧に際しては、個人の権利及び利益が侵害されないよう個人情報の保護に必要な措置を構ずるものとする。

(弔慰金)

第43条 本会の弔慰については、越前市自治連合会弔慰規定を準用する。

(その他委任)

第44条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附則 この規約は平成16年4月1日から施行する。

平成17年4月28日一部改正施行

第3条及び第4条の地名、施設名称は、平成17年10月1日以降新市が定める呼称による。

平成 19 年 4 月 15 日一部改正施行  
平成 21 年 4 月 18 日一部改正施行  
平成 22 年 4 月 24 日一部改正施行  
平成 23 年 4 月 16 日一部改正施行  
平成 24 年 4 月 21 日一部改正施行  
平成 27 年 4 月 1 日一部改正施行  
平成 28 年 4 月 23 日一部改正施行  
令和 2 年 5 月 1 日一部改正施行  
令和 3 年 4 月 24 日一部改正施行

## 《別表》

自治会	代議員数	自治会	代議員数
南一丁目	4	東千福町	6
南二・三丁目	6	行松町	5
武生柳町	4	妙法寺町	4
若竹町	4	松森町	4
あおば町	3	月見町	5
神明町	3	暁町	3
豊町	3	常久町	4
姫川一丁目	3	常久団地	2
姫川二丁目	5	学園団地	6
文京一丁目	4	三ツ口町	4
文京二丁目	5	千福町	8
御幸町	5	計	100

(世帯数で按分)



ホッととして、グッとくるまちみなみ地区

